



子ども誰でも 通園制度

令和8年1月より
子ども誰でも通園制度の実施を開始します。

対象者

天童市にお住いで、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のお子さま
(施設によって受入年齢が異なります。)

利用方法

月10時間の枠内で時間単位で利用可能

利用料

利用児童1人につき1時間300円
(減免制度あり)

対象世帯区分	利用料
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	60円
市民税所得割合計額 77,101円未満の世帯	90円
その他の世帯	300円

実施施設は
別紙を確認して
ください！





こども誰でも通園制度とは…

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、**保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援**を強化するために創設された**新たな通園制度**です。



一時預かりとの違い

一時預かり事業が「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対し、こども誰でも通園制度は保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的です。

天童市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) の利用に関するキャンセルポリシー

- 1 利用施設との利用予約が完了した時点より当キャンセルポリシーの対象となります。当キャンセルポリシーをご確認いただき、同意したうえでご利用ください。
- 2 利用日を変更したい場合、又は利用をキャンセルする場合は、出来る限り速やかに総合支援システム(以下「システム」という。)にて手続きをお願いします。ただし、**利用日当日においては、施設へ電話にて連絡のうえ、システムにてキャンセル等の手続きをお願いします。**なお、利用日を変更したい場合、一度キャンセルし、新たに予約を行う必要があります。
- 3 次の場合には施設の利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、施設へ電話にて連絡するようにしてください。
 - (1) 利用日当日に発熱がある場合
 - (2) 発熱はなくとも体調の崩れがみられる場合
- 4 無断キャンセルや過度に予約変更を繰り返すことは、施設や他の利用者の迷惑となりますのでお控えください。なお、度重なる無断キャンセルや予約変更が確認された場合は、利用のお断りをする場合があります。
- 5 キャンセルした場合における利用料及び利用時間枠の取り扱いは以下のとおりです。

	前日までのキャンセル	当日のキャンセル 無断キャンセル
利 用 料	発生しない	発生しない
利用時間枠	利用時間枠の消費なし	利用時間枠を消費

- 6 利用時間終了予定時刻又は利用施設とあらかじめ約束している時刻までに必ずお迎えに行くようにしてください。万が一、利用終了時刻内にお迎えが無かった場合、別途料金が発生し、利用時間枠を消費する場合があります。
- 7 利用料の算定については、以下のとおりです。
 - (1) 利用料は予約時間で計算されます。利用開始時刻に遅れた場合や、体調不良等でお迎えの時間が早まった場合であっても、原則として利用料は変更されません。
 - (2) 1時間を超える利用分については、以降は30分単位で切り上げて計算されます。
 - (3) 利用料の減免決定を受けている場合は、決定内容に従って利用料が減免されます。
 - (4) 給食代等の実費徴収については、利用料とは別に施設の規定に基づきお支払いください。

利用までの流れ

- 事前に利用登録が必要です。登録は、初回利用希望日の2週間前までに天童市子育て支援課に申請してください。(利用料を決定します。)
- 利用登録が終わりましたら、「乳児等支援給付支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)」をご自宅に郵送します。
- 利用予約はWEB上の総合支援システムからログインして予約してください。
- 初めて利用される方は、利用開始までに利用施設にて事前に面談が必要です。



初回利用2週間前までに、天童市子育て支援課にて利用登録。
(利用料決定)



初回利用前に利用希望施設で面談。

ぜひ
ご利用ください!!



WEB上の総合支援システムから、
利用施設に予約。



利用の際に利用時間分の
利用料を支払う。

お問い合わせ

天童市健康福祉部子育て支援課こども育成係

TEL 023-654-1111 (内線 724~726)